

2) 駅舎の供用に伴う一般廃棄物、産業廃棄物

施設の供用（駅舎の供用）により、一般廃棄物及び産業廃棄物が発生することから、環境影響評価を実施しました。

(1) 予測

予測の手法

(a) 予測の基本的な手法

事業計画の整理により施設の供用に伴う一般廃棄物及び産業廃棄物の種類、発生量を把握するとともに、本事業で実施可能な再利用の内容や分別処分方法等を整理することで、施設の供用に伴う一般廃棄物、産業廃棄物の状況を予測しました。

なお、一般廃棄物及び産業廃棄物の種類、発生量は、既設駅における廃棄物の発生状況を参考に予測しました。

(b) 予測地域

施設の供用により廃棄物が発生すると考えられる施設（駅舎）としました。

(c) 予測対象時期

施設の供用に伴う廃棄物が把握できる時期として、駅舎の供用後としました。

予測結果

施設の供用により発生する廃棄物の概算発生量は、表 7.5.2-1 に示すとおりです。

表 7.5.2-1 予測結果

対象駅	一般廃棄物	産業廃棄物
羽沢駅	約 26 t / 年	約 6 t / 年
新横浜駅	約 54 t / 年	約 6 t / 年
新綱島駅	約 45 t / 年	約 5 t / 年
合計	約 125 t / 年	約 17 t / 年

廃棄物の種類は、以下のとおりです。

一般廃棄物：古紙含む燃えるゴミ等

産業廃棄物：ペットボトル、空き缶等

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討の状況

予測結果から、施設の供用により廃棄物が発生すると判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行いました。

環境保全措置の検討の状況は表 7.5.2-2に示すとおりです。

表 7.5.2-2 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
分別・リサイクルの徹底	適	駅構内で発生するゴミについて、分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・リサイクルの徹底を図ることで、最終処分量を削減することができるため、適切な環境保全措置と考え採用します。
処理・処分の円滑化	適	廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別・リサイクルや適正処理を徹底することができるため、適切な環境保全措置と考え採用します。

環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、施設の供用に伴い発生する廃棄物の減量化、再資源化を図るため、環境保全措置として「分別・リサイクルの徹底」、「処理・処分の円滑化」を実施します。

環境保全措置の内容は表 7.5.2-3に示すとおりです。

表 7.5.2-3(1) 環境保全措置の内容

実施者	都市鉄道施設の営業を行う者 (相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)	
実施内容	種類	分別・リサイクルの徹底
	位置	駅舎
環境保全措置の効果	分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、駅構内で発生するゴミの分別・リサイクルの徹底を図ることで、最終処分量を最小限に留めることができます。	
効果の不確実性	効果の不確実性はありません。	
他の環境への影響	当環境保全措置を実施することで、他の環境へ副次的に影響を与えることはありません。	

表 7.5.2-3(2) 環境保全措置の内容

実施者	都市鉄道施設の営業を行う者 (相模鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社)	
実施内容	種類	処理・処分の円滑化
	位置	駅舎
環境保全措置の効果	廃棄物保管場所の適切な設置による廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別・リサイクルや適正処理を徹底することができます。	
効果の不確実性	効果の不確実性はありません。	
他の環境への影響	当環境保全措置を実施することで、他の環境へ副次的に影響を与えることはありません。	

本事業では、施設の供用に伴う廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、それぞれ再資源化や適正な処理を行います。一般廃棄物については横浜市の許可業者を通じて横浜市のごみ処理施設へ搬入し、また、産業廃棄物については許可業者に委託して、それぞれ再資源化を図る計画です。なお、再利用が困難な場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理を行います。

環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果については表 7.5.2-3に示すとおりです。環境保全措置を実施することで、廃棄物の減量化、再資源化が図られます。

(3) 評価

評価の手法

施設の供用に伴う一般廃棄物及び産業廃棄物についての評価は、廃棄物が事業者により実行可能な範囲内でできる限り再利用されているか否か、また、適切な処理・処分が行われるかどうかについて見解を明らかにすることにより評価しました。

評価結果

駅舎の供用により発生する廃棄物については、分別及びリサイクルの実施を徹底することにより、可能な限り再利用に努め、最終処分量の低減を図ります。

また、再利用が困難な場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正な処理を行います。

以上のことから、廃棄物は事業者の実行可能な範囲内でできる限り再利用され、また、適切な処理・処分が行われるものと評価します。